

岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名 称)

第1 本会は、「岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2 協議会は、岩手県の実情に即して、グリーン・ツーリズム(農山漁村において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動)を段階的に推進するために必要な啓発・普及、情報発信等の条件整備を関係機関・団体等が一体となって実施し、もって、農山漁村と都市の交流等による農山漁村地域の活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第3 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 グリーン・ツーリズムの啓発・普及に関すること。
- 2 グリーン・ツーリズムの情報発信に関すること。
- 3 受入れ体制整備のための人材育成等に関すること。
- 4 その他目的達成に必要なこと。

(組 織)

第4 協議会は、県、趣旨に賛同する市町村及び関係団体等をもって組織する。

(役 員)

第5 協議会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 監 事 2名

(役員を選出)

第6 会長、副会長、監事は、総会において選出する。

(役員任期)

第7 役員任期は、2年とする。ただし再選は妨げない。

(役員職務)

第8 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 監事は、事業及び会計を監査する。

(総 会)

- 第9 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 総会は、次の事項を審議、決定する。
- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 役員を選出に関すること。
 - (3) 事業の推進に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び幹事会)

- 第10 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成し、会長が指名する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。
- 4 幹事会は、次の事項を審議する。
- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

(部会等)

- 第11 協議会に、特定の事項を協議する部会等を置くことができる。
- 2 部会等の運営については、会長が別に定める。

(経 費)

- 第12 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第13 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第14 協議会の事務を処理するため、岩手県農業会議内に事務局を置く。
- 2 事務局員は会長が指名し、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

- 第15 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成9年6月11日から施行する。
- 2 この規約は、平成10年5月8日から施行する。